

平成29年度 観光誘客ポスター制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

平成29年度 観光誘客ポスター制作等業務

2 業務の目的

各観光シーズンにおいて、茨城県内の豊かな観光資源を広くPRするポスターを制作し、首都圏を中心にJR主要駅（東京駅、上野駅等）、観光施設等に広くポスターの掲出を行うことで、本県のイメージアップを図る。

3 委託業務内容

- (1) いばらきの観光ポスターの企画制作
- (2) いばらきの観光ポスターの印刷
- (3) 指定場所へのポスターの発送及び納品
- (4) 広報用写真素材の撮影と提供

4 いばらき観光誘客ポスター制作条件

(1) 規 格

B1版：再生コート紙135kg

(2) 部 数

○制作部数 B1版 計5,600枚

(内訳)

各シーズン1,400枚×4シーズン（広告あり=350枚、広告なし=1,050枚）

※このほか、事務局からの要求に応じて、検討段階におけるポスター案の印刷（各シーズンにおいてB1版半光沢紙などで約10枚、年間40枚程度）を行うこと。

(3) 発送先

① JR広告あり：4か所

JR首都圏・JR水戸支社・JR高崎支社・JR宇都宮地区

※掲出料は委託費に含まない。

② JR広告なし

各シーズンにつき約1,050か所

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会員、（一社）茨城県観光物産協会会員等

※詳細は別紙「ポスター発送先一覧」のとおり。

※発送の際は、送付状を入れること。

※折らずに発送すること。なお、すべての対応が困難な場合は、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局（以下、「事務局」という。）に相談の上、対応すること。

(4) 納品先

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

上記(3)以外のポスター及びポスター画像の電子データ(CD-R・1枚)

※CD-Rはウイルスチェックを行うとともに、チェックの日付、ウイルス対策ソフト名、パターンファイル日付を明記のこと

5 企画及びデザイン骨子

(1) ポスターデザイン及びキャッチコピーについては、茨城県内でできる体験をわかりやすく伝え誘客の動機づけとなるコンセプトを定め、それに沿ったものであること。

(2) ポスターのデザインは、多くの人々の目に留まるインパクトを有するデザインを検討すること。

(3) 原則として広告の主な対象はアクティブシニア層を想定すること。但し、明確なコンセプトがある場合にはその他の層を対象とすることも可能とする。

(4) 各ポスターデザインについては、季節感を持たせると共に、通年で統一のテーマのあるデザインとすること。

例：四季×アクティビティ、四季×文化、四季×食、四季×絶景

(5) 使用する写真については、事務局からの提供も可能。ただし、希望の写真を提供できるとは限らないので注意すること。

(6) 各ポスターについて、ポスター下部(20cm)にJR広告スペースを設けたものを350枚、それ以外は広告スペースのないものを作成する。

※JR広告は、JRよりデータの提供を受けるため、案の段階では空欄とする。

(7) ポスター内には次の表記を入れること。

① 「茨城県」、「いばらき」、「IBARAKI」など

② 「観光いばらき」のQRコード

(8) ポスターは各シーズンにおいて3案以上提案すること。

(9) 広報用写真素材は、次年度以降B1版のポスターに使用することを前提とした解像度の高い物とする。また、撮影する写真の構図や場所等については、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会担当者と協議の上決定すること。

(10) 作品中に使用される全てのもの(画像・書体等)は、必ず著作権者の承諾を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、参加者が自らの責任で対処することとし、発注者は一切の責任を負わない。成果物が著作権法第2条第1項第1号に該当する時には、採用者の著作権は、成果物の引渡時期に茨城県へ譲渡するものとする。

(11) JRに掲出するため、JRと競合する交通網及び施設等は使用しないこと。

(12) 本業務による制作物の著作権は、すべて漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。